

子どもを幸せにする遺言書



相続専門の
行政書士が
アドバイス

セカンドライフには、自身の死後のことを考えて準備をしておく「終活」も含まれ、遺言書の作成もその一つです。相続のプロである行政書士法人 ORCA (米子市) 代表行政書士の倉敷昭久さんに、遺言書を作成する際のポイントを教えてもらいました。

有効な遺言書で相続を円滑に

2018年7月に民法および家事事件手続法の一部を改正する法律と、法務局における遺言書の保管等に関する法律が成立し、2019年より順次施行されています。改正により、現状に合わないと思われるいくつかの法律が改正されました。中でも遺言書に関する改正は相続に関わる争いの減少に寄与してくれるものと期待しています。

私は相続に関わる争いの多くは、遺言書によって予防、あるいは最小限にとどめることができると考えています。ただし、その遺言書は形式的に有効であると同時に、内容的にも有効でなければなりません。有効な遺言書を作成することの重要性をより多くの人に知っていただきたいと思っていた折、出版社より遺言書に関わる本の執筆を依頼されました。担当の編集者に、私の経験や考え方への理解を深く得られたので、引き受けさせていただくことにしました。それが拙著『子どもを幸せにする遺言書』です。70歳以上の法律知識のない方が読んでも分かるようにとの要望に沿い、出来る限り専門用語は使わず、実例を挙げた読み物に

なるように書き上げています。

公正証書遺言と自筆証書遺言

遺言書は大別すると、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。公正証書遺言は、最終的に法律の専門家である公証人が作成し、公証役場で原本を保管するため、有効性が高く紛失の恐れはありません。ただし、公証人と2名以上の証人が内容を知ることになり、公正証書作成費用もかかります。自筆証書遺言は、自分で書いて保管するものですので、内容を第三者に知られることはなく費用もかかりません。一方で形式的に無効、遺言書が発見されないなどのリスクがありました。

法改正により、法務局で自筆証書遺言の保管が可能となり、この制度を利用すれば保管時に形式の確認も行ってもらえるため、形式的無効の心配はなくなりました。遺言書を保管してもらえると、遺言書の紛失のリスクもなくなり、遺言者が亡くなられた際の遺言書の検認手続きも不要です。また、遺言書の財産目録は、印字されたものや写真等でも有効となり、遺言書作成の労力が軽減されました。相続財産の記載ミスに

よる無効も減少されることになり、自筆証書遺言の作成のリスクはかなり低くなりました。ただし、遺言の内容そのものには誰も踏み込むことができません。形式的に問題がなくても、遺言内容が有効でなければ、相続人に負担をかけてしまいます。

遺言書作成の事前準備

弊社に持ち込まれる自筆証書遺言の多くは、形式や内容に誤りや不備があり、完全に使うことができる遺言書は多くありません。また、争いに火を付けるような内容のものも見受けられます。争いを避けるために作った遺言書が、争いをより大きなものにしてしまうようでは遺言書の意味がありません。

しばしば、遺言書を遺書と言われる方がありますが、遺言は生前の意思を伝える手紙のことです。気持ちや願いなど、個人的なメッセージを伝えるものなので法律的な制約を受けません。一方で遺言書は、遺言者が亡くなられた際、遺言者が遺した遺言者の財産をどのように分けるかを決めておくのを主たる目的とする書類で、法的な制約を受けます。故に、遺言書は法的に有効なものでな

ければなりません。法的に有効で実効性のある遺言書を作成するためには、遺言書を作成する前の準備が必要です。最低限、次の4点は必ず踏まえた上で、遺言書を作成していただきたいと思っています。

1. 遺言書作成のポイント、事前準備
2. 相続財産の把握
3. 財産の分け方
4. 遺言執行者の指定

1. 遺言時の財産と、実際に亡くなった際の財産は一致するわけはありませんが、ご自身の現在の年齢、体調、生活、環境などを踏まえて、ご自身の死亡時に残っているであろう財産を推定して遺言書を作成します。

2. 子、親、配偶者が法定相続人となる場合には、法定相続人には遺留分が認められています。遺言書によって、遺産が全くもらえない時でも、最低限受け取ることが出来る権利を持っています。この点も踏まえて遺言書を作成する方が

良いでしょう。

3. 遺言書の主たる目的はここにあります。自分の財産について、「誰に」「何を」「どれだけ」相続させるかをしっかりと決めておくことが重要です。また、遺言書を作成する際に、誰に「何を」「何を」「何を」を相続させるかをしっかりと決めておくことが重要です。また、遺言書を作成する際に、誰に「何を」「何を」「何を」を相続させるかをしっかりと決めておくことが重要です。

4. 相続人それぞれが、遺言書を使って相続手続きをする時にも労力もかなりかかってしまいます。そこであらかじめ遺言執行者を指定しておけば、遺言執行者にその手続きの全てを行ってもらうことが可能になります。これらについて考えがまとまったら遺言書を書いてみましょう。

自筆証書遺言をされる方は、法務局の保管制度を利用すると良いでしょう。慎重な方は、公証役場で公正証書にしてもらうとより安心です。

争いを防ぐ見事な遺言書も

先に無効となる遺言書が多いと書きましたが、争いを防ぐ見事な遺言書にも幾度も出合ってきました。これまで目にしてきた遺言書の中には、子どもを幸せにする遺言書もありました。ある遺言書には、財産の分け方がしっかりと書かれた上で、ご主人さまから奥さまへの深い愛情と感謝がこぼれ出ていました。最後のラブレターともいえるこの遺言書は、疎遠になっていた兄弟間の絆をも再び結び付けました。

拙著のタイトルは、出版社の方が原稿を読んでくださったものです。本記事を読んでいただいた皆さまにも、子どもを幸せにする遺言書を書いていただくと幸いです。

《関連書籍のご案内》

日本一相続を扱う行政書士が教える「子どもを幸せにする遺言書」

倉敷昭久 (著)

判型/新書判
ページ数/192ページ
定価/1012円
(本体920円+税10%)
出版年月日/
2019年1月15日
出版社/青春出版社

「たいして財産がないから」「うちが仲がいいから」「平等に分けるから」そんな家族ほどモメるのはなぜか!

質の高いサービスを提供し
安心をお届けします。

相続手続 遺言書作成
成年後見 許認可申請
家系図・家族年表作成

(本社)
683-0004 米子市上福原 235-9
TEL 0859-38-5155

年間相談件数
10,000件超

ORCA 行政書士法人



【執筆者】
行政書士法人 ORCA 代表
代表行政書士
倉敷 昭久 氏

米子市生まれ 神奈川大学経済学部貿易学科卒
2003年43歳で行政書士試験に合格。地元米子をはじめ東京、名古屋、大阪、岡山、広島、山口など全国各地に行政書士事務所を置き、日本全国で活動中。相続に関する相談件数は年間10,000件を超える。北海道盲導犬協会老犬ホームの支援など社会貢献活動も精力的に行う。